

東海市告示第104号

東海市新制度未移行幼稚園等副食材料費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

東海市新制度未移行幼稚園等副食材料費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東海市新制度未移行幼稚園等副食材料費補助金交付要綱（令和元年東海市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号イ中「3人」を「2人」に改め、「及び2番目の年長者」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市新制度未移行幼稚園等副食材料費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に行われる副食の提供に係る補助対象者について適用し、同日前に行われた副食の提供に係る補助対象者については、なお従前の例による。